

交換留学生プログラム申請書(兼誓約書)

精華女子短期大学

学長代行 山下 耕平 殿

私は、交換留学生プログラムに出願及び参加にあたり、下記に記載されている諸事項を理解し、同意することを誓約します。以下、誓約事項に反した場合、参加資格の取り消しや、精華女子短期大学（以下、本学）の支援を受けられなくなても異議の申し立てはいたしません。

本プログラムに出願するにあたり理解する事項

1. 本プログラム候補者として承認された後は、本学が正当と認めたとき以外辞退は認められない。
2. 募集要項記載事項、参加にかかる経費、その他留学におけるリスクを理解し、事前に保証人（保護者）の了解を得て出願する。
また、留学にかかる所定の費用（本学学費、海外旅行保険費等）は、必ず定められた期日までに支払う。
3. 留学先大学の所在する国・地域の安全上の状況によっては、本学が留学の中止・延期または帰国勧告決定する場合がある。
4. 本学において交換留学生候補者として承認された者は、留学先大学へ候補者として推薦されるが、留学先大学による受入を保証するものではなく、留学先大学が受入の最終決定を行う。
5. 志願書やその他提出書類に記載された個人情報は、渡航や参加手続きの目的のため、留学先大学、海外旅行保険会社へ提供され、共有、利用されることに同意する。

必要な手続きに関する事項

6. 留学先大学への出願に必要な諸手続き（必要経費の支払い、パスポートや査証の取得、保険加入等）は本人が責任をもって確認し指定期日までに行う。諸手続きを全うしていないと判断された場合、参加資格の取り消し等の措置がされる場合があることを了承する。
7. 留学先大学からの入学許可受領後は、留学に必要な諸手続き（留学手続き、本学における奨学金受給に関する手続き、その他資格課程に関する手続き等）は責任をもって確認し、指定期日までに行う。
8. 出発から帰国までを保険期間とする本学指定の海外旅行保険への加入を行う。本学指定の海外旅行保険に加入した場合であっても、留学先大学や留学先の国が指定する保険への加入が求められた場合は、双方の保険に加入することを了承する。

留学期間中に関する事項

9. 留学期間中は、滞在国の法令、本学及び留学先大学の規則を遵守し、指導教員、担当者等の指示に従うこと。また、自覚と自己の責任において、本学の学生として恥ずかしくない行動をとる。
10. 留学期間中、災害、暴動、テロ、事故、疾病、犯罪などによる損害や不慮の災難について、本学は一切責任を負わない。
11. 留学期間中、留学先等で発生した学生の不注意による対物・対人の賠償については、学生本人が全ての責任を負うものとする。
12. 留学期間中、留学先大学で定める居住先がある場合は、その居住先に滞在する。
13. 本プログラムの趣旨を理解し、留学先大学で学業等に励み、決められた講義等を履修する。学業成績や参加姿勢に問題があり、途中帰国の措置を判断された場合はこれに従う。
14. 留学期間中、リスクを伴うアクティビティー（車・オートバイの運転を含む）への参加はしない。
15. 留学期間中に留学先大学の国・地域の安全上の状況によって途中帰国勧告を本学が決定した場合は、速やかにその指示に従う。
16. 留学期間中は、本学への現地到着報告、近況報告を本学担当者へ行う。

留学終了後に関する事項

17. 帰国後はすみやかに国際交流センター長および所属学科専攻長に報告し、報告書を作成・提出する。
18. 提出書類に含まれる個人情報を、本学が主催する説明会等の行事の案内・催行に際しての協力の要請や出席依頼、または体験談の執筆依頼などのために利用する場合があることを了承する。

申請者記入欄：

学籍番号		学年	□1年□2年	TEL Email	
フリガナ 氏名	印	所属学科 所属専攻	□幼児保育学科 □保育福祉専攻科	□生活科学科食物栄養専攻 □生活科学科生活総合ビジネス専攻	
パスポート氏名		パスポート番号			

保護者(保証人)記入欄：

保護者(保証人)は、上記誓約書に記載されている事項及び学生本人の交換留学生プログラム参加に同意し、学生本人が誓約事項を遵守することを保証します(保護者(保証人)自筆のこと)。

署名年月日 年 月 日

フリガナ 氏名	印 (続柄：)	TEL Email	
住所	〒		